

特集「支援費支給制度で何かわる???'基礎編

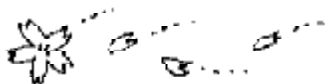


平成15年4月から、障害のある人の制度が変わります。

現在の措置制度から、「支援費支給制度」になります。

何かと話題なこの新しい制度、今わかっていることを整理してみました。

1 支援費支給制度とは？



障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の中で自分らしく、ともに暮らせることを目指す、「ノーマライゼーション」の理念がもとのです。

障害のある方が、自分で選んで、サービスが受けられるようにすることを目的としています。今までは、障害のある方が選ぶのではなくて、「措置費制度」のもと、行政が、サービスを選んで、決定していました。

これからは、利用者自ら、サービスを選んでいかなければなりません。

支援費の制度の窓口は、障害のある方が住んでいる「市町村」になります。

2 どんなしくみ？ (図に沿って説明します)



利用者(障害のある方)が、サービス(ホームヘルパーや短期入所等)を利用したいと思ったら・・・

支援費制度を利用するための手続き(①②支援費の支給申請と決定)をします。施設利用(通所・入所・短期入所)の場合は、利用者の支援の度合いによって、障害程度区分が決められます。(※どんな判定の基準になるのかは、まだ検討中です。)手続きがすんだら、受給者証がもらえます。



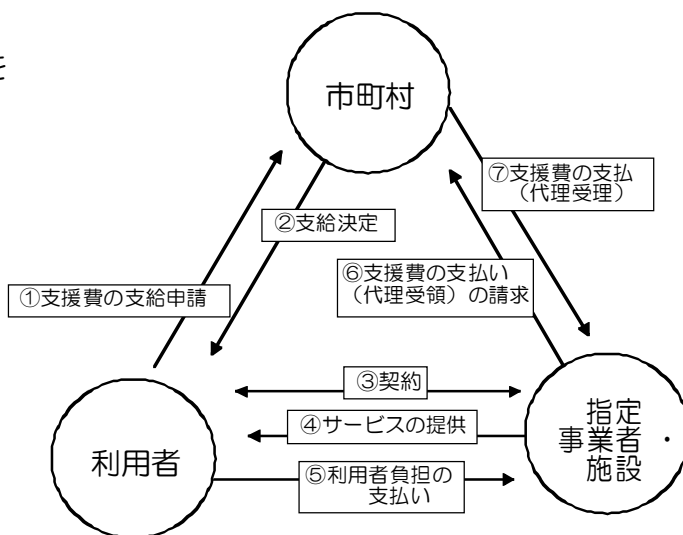
利用したい施設やサービスを選びます。サービスの情報をえるには、市町村に相談をします。サービス事業者から直接説明を受けたり支援センターから情報を得ることもできます。



サービス事業者(指定事業者と呼びます)と③利用の契約をむすびます。(※しかし、ご存じの通り、実際には、契約できる資源が足りません!都道府県、そして市町村は、サービス資源を増やす努力をしなければならぬとされています。)



契約内容にしたがって、④サービスが提供されます。(※支援費の対象となるサービスは、ホームヘルパー、短期入所、デイサービス、グループホーム、通所・入所(更生・授産)施設、通勤寮などの公的なサービスです。児童の入所施設や重症心身障害児施設、福祉工場、地域デイケア施設は、対象外です。)



サービス事業者に、⑤利用者負担金を支払います。
(※利用者負担は、障害のある方本人および扶養義務者の収入に応じて決定されます。具体的にはまだ検討中です。現在よりも負担が高くなるには、検討されているとのこと。)



利用者にかわって、市町村から支援費が、サービス事業者に支給されます。(⑥、⑦)
(※これを「代理受領」と言います。)

3 制度が変わる前に知っておきたいこと・・・

- 障害のある方ご本人にとって、どんなサービスが必要ですか？
- あなたの町や近くには、必要なサービスや資源が整っていますか？



まず、ご家族や親しい人とよく話し合ってみてください。
必要なら、市町村や支援センターに来て、情報を得たり、施設などを見学してみましょう。

4 本人の権利を守るために、知っておきたいこと・・・

- 指定事業者は、支援費に先立って、苦情解決窓口をおくことが義務づけられています。サービスを受けて、困ったことや不満なこと、苦情があれば、窓口で訴えることができます。
- 支援費に関する不服は、市町村に対して異議申し立てをすることができます。
- 埼玉県権利擁護センターをご存じですか？サービス苦情相談窓口が設置されていて、弁護士や司法書士の無料相談も行っていきます。
- 成年後見制度を知っておきましょう。
- こんなうわさが流れていませんか？
「入所契約期間が3年になりその後、退所させられる・寄付金を出さないと入所出来ない」などなど。法律上は、このようなことはありません。
疑問な点などありましたら、福祉事務所又は支援センターにご相談下さい。

いかがでしたか？みなさんにもいろんな意見があると思います。
この機会に、自分の町の福祉を見直してみませんか？

(知的障害者担当)

トピックス

地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）

地域福祉権利擁護事業は、社会福祉法に基づき1999年から始まりました。判断能力が十分でない痴呆性高齢者などを対象に、本人と契約をした社協が支援計画を作り、専門員と生活支援員が本人の意思に基づいて、行政サービスの利用手続きの代行などの支援を行っています。

しかし事業開始後から問題が多く「ガイドラインに明記されている支援の内容や利用者の対象範囲が限定されている」と事業内容の改正を求める声があがっていた。これを受け全社協は、改善策を検討するための研究委員会を昨年11月に設置しました。その研究委員会からの報告案によると「対象者の拡大」について、これまでの「判断能力が不十分な人」に対して「日常生活に必要なものやサービス利用の情報入手、理解、判断、意思表示を本人のみで行うことが困難で日常生活に不安のある人」を加えることを提案しています。
(参考：福祉新聞第2096号)

ご利用等のお問い合わせは、地域の社会福祉協議会または久喜センターにご連絡下さい。

連絡先：久喜センター（久喜市社会福祉協議会）
TEL 23-2526 FAX 24-1761

(身体障害者担当)